

令和3年度「東京都環境影響評価審議会」第9回総会 議事録

■日時 令和3年11月30日（火）午前10時00分～午後0時10分

■場所 WEBによるオンライン会議

■出席委員

柳会長、齋藤第一部長、宮越第二部長、荒井委員、池邊委員、池本委員、奥委員、日下委員、小林委員、袖野委員、高橋委員、堤委員、平林委員、廣江委員、水本委員、宗方委員、森川委員、保高委員、横田委員、渡邊委員

■議事内容

1 諮問

- (1) 「(仮称) 小山三丁目第1地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案
⇒会長の指名により、第一部会へ付託
- (2) 「(仮称) 小山三丁目第2地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案
⇒会長の指名により、第一部会へ付託

2 受理関係

⇒ 別紙受理報告一覧の事業について審議会へ報告

受 理 報 告 (11 月)

区 分	対 象 事 業 名 称	受 理 年 月 日
1 環境影響評価調査計画書	日本電子昭島製作所建物更新計画	令和3年10月18日
2 環境影響評価書	西武鉄道新宿線（井荻駅～西武柳沢駅間）連続立体交差事業	令和3年10月26日
	中防不燃・粗大ごみ処理施設整備事業	令和3年10月26日
3 事後調査報告書	川口土地区画整理事業（工事の施行中その1）	令和3年9月29日
	菱光石灰工業株式会社 八王子砕石工場採掘区域拡張事業その2（事業の実施中その2）	令和3年9月30日
	（仮称）赤坂二丁目プロジェクト（工事の施行中その1）	令和3年9月30日
	都営東京街道団地建替事業（工事の施行中その7）	令和3年10月25日
	八重洲二丁目北地区第一種市街地再開発事業（工事の施行中その3）	令和3年10月26日
4 変 更 届	（仮称）芝浦一丁目建替計画	令和3年9月22日
	西武鉄道新宿線、国分寺線及び西武園線（東村山駅付近）連続立体交差事業	令和3年9月29日
	国立印刷局王子工場整備事業	令和3年10月26日

令和3年度「東京都環境影響評価審議会」第9回総会
速 記 録

令和3年11月30日(火)

Webによるオンライン会議

(午前 10 時 01 分開会)

○下間アセスメント担当課長 おはようございます。本日は御出席いただき、ありがとうございます。

それでは、本日の委員の出席状況について事務局から御報告申し上げます。現在、委員 21 名全員のうち 20 名の御出席をいただいております、定足数を満たしております。

これより令和 3 年度第 9 回総会の開催をお願いいたします。本日は傍聴の申出がございましたので、よろしくをお願いいたします。それでは会長、よろしく申し上げます。

○柳会長 了解しました。

会議に入ります前に、本日は傍聴を希望する方がおられます。なお、本会議の傍聴は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、Web 上での傍聴のみとなっております。

それでは、傍聴人の方を入场させてください。

(傍聴人入场)

○柳会長 ただいまから令和 3 年度東京都環境影響評価審議会第 9 回総会を開催いたします。

本日の会議は、次第にありますように、諮問 2 件、受理報告を受けることといたします。

○柳会長 それでは、諮問に入ります。

諮問案件について、事務局から説明をお願いします。

○下間アセスメント担当課長 事務局から説明いたします。お手元の資料 1 を御覧ください。諮問文でございます。朗読いたします。

3 環 総 政 第 5 1 5 号

東京都環境影響評価審議会

東京都環境影響評価条例（昭和 55 年東京都条例第 96 号）第 50 条の規定に基づき、下記事項について諮問する。

令和 3 年 11 月 30 日

東京都知事 小池 百合子

(公印省略)

記

諮問第 531 号 「(仮称) 小山三丁目第 1 地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案

以上です。よろしくお願いたします。

○柳会長 「(仮称) 小山三丁目第 1 地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案につきましては第一部に付託させていただきますので、第一部の委員の皆様、どうぞよろしくお願いたします。

それでは、諮問案件の概要につきまして、事業者の方から説明を受けることといたします。

事業者の方、御準備ができましたら御説明をお願いたしたいと思ひます。よろしくお願いたします。

○事業者 それでは、「(仮称) 小山三丁目第 1 地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案の概要について説明させていただきます。

評価書案の 1 ページ目を御覧ください。

事業者の名称は、小山三丁目第 1 地区市街地再開発準備組合です。対象事業の名称及び種類ですが、「(仮称) 小山三丁目第 1 地区第一種市街地再開発事業」、種類としては「高層建築物の設置」となっております。

対象事業の内容の概略ですが、東京都品川区小山三丁目に位置する約 1.5ha の事業区域において、住宅及び店舗、駐車場等から成る複合施設を新築する計画でございます。

続いて、評価書案の 11 ページ目を御覧ください。今回の対象事業の目的及び内容でございます。

事業区域は、東京都の上位計画としては「都市づくりのグランドデザイン」「新しい都市づくりのための都市開発諸制度活用方針」に、品川区の上位計画としては「武蔵小山駅周辺地域まちづくりビジョン」に位置づけられてございます。

それでは次に、事業区域の位置及び概況でございます。12 ページをお開きください。

事業区域は、品川区小山三丁目、東急目黒線の武蔵小山駅前に位置しています。南西側には都道補助 26 号線、南東側には区道 I-218 号線が通っています。周辺開発として、事業区域の北東側で武蔵小山パルム駅前地区第一種市街地再開発事業と武蔵小山駅前通り地区第一種市街地再開発事業が竣工済み、事業区域の南東側では小山三丁目第 2 地区市街地再開発準備組合が設立されています。事業区域内には現在、武蔵小山商店街パルム及び狭幅員である

私道が2本通っており、街区内は店舗や住宅を中心とした密集市街地となっております。
事業区域は商業地域に指定され、周辺は近隣商業地域、第1種住居地域に指定されています。

次に、事業の基本方針でございます。15ページをお開きください。本事業では、「密集市街地更新による複合市街地の形成」「既存商店街の魅力を継承した連続的な街並みの形成」「未整備幹線道路の整備等による自動車・歩行者交通の整序化」「既存の周辺市街地への環境配慮及び改善と防災性向上」の4点を事業の基本方針としてございます。

次に、事業の基本計画でございます。17ページをお開きください。パルム商店街を挟んで図面左側をI-①敷地、右側をI-②敷地としており、それぞれの敷地の建物名称を高層棟、低層棟としています。南北の交差点に面する位置には、人々が集える広場を設け、公共空間と連続しながら低層部の商業店舗や緑地と一体となった、にぎわいと憩いの空間を計画してございます。

18ページは断面図となります。低層部に店舗、高層部に住宅機能を配置する計画でございます。駐車場は、建物内地下2階に自走式駐車場、地下1階にタワーパーキングの乗降口を配置します。駐車場の出入口については、高層棟西側の補助26号線に面する側に設け、低層棟には出入口を設けず、高層棟と地下車路にて接続する計画でございます。

ページを戻りまして、16ページ下の表を御覧ください。対象事業の内容の概略でございます。高層棟につきましては、最高高さが約145m、地上40階・地下2階建て、延床面積11万7,000㎡で、住宅戸数は約850戸となっております。低層棟は延床面積1万㎡で、最高高さが約20m、地上3階・地下2階建てとなっております。駐車台数は、住宅、商業施設等の合計で約443台を計画しています。

20ページは将来の完成予想図でございます。図中の緑の枠が事業区域、区域内の高層建物が高層棟となります。

続いて22ページをお開きください。供用後の駐車場の出入口及び関連車両の走行経路を示しています。赤矢印が流入動線、青が流出動線を表しています。発生集中交通量は、平日は1日当たり約530台、休日は約513台を予定してございます。

24ページをお開きください。歩行者動線計画ですが、パルム商店街歩行者動線について、供用後においても1階ピロティを整備し、現状と同等の歩行者動線を確保する計画でございます。事業区域の西側については、区域沿いの補助26号線未整備部分を拡幅することで、円滑な車両動線及び安全で快適な歩行者環境を整備する計画となっております。また、事業区域の北側歩道及び事業区域南側の区道I-218号線について、区道I-217号線を一部付

け替え、ゆとりある歩行者環境を整備します。また、隣接する「武蔵小山パルム駅前地区第一種市街地再開発事業」や「小山三丁目第2地区第一種市街地再開発事業」と連絡するデッキレベルの歩行者通路を整備し、駅からのにぎわいの連続性を確保するとともに、重層的な商業機能のにぎわいを演出します。

26 ページをお開きください。緑化計画でございます。各街区の敷地外周部では、地区施設として整備する歩道状空地において高木による緑化を行い、計画建築物周りの広場等の公開空地には緑地帯を設ける計画でございます。また、一部建築物上での緑化を行うことで、ヒートアイランド対策にも配慮した計画としてございます。

戻りまして、25 ページを御覧ください。今回整備の緑化基準でございます。「新しい都市づくりのための都市開発諸制度活用方針」「品川区みどりの条例」及び「東京都再開発等促進区を定める地区計画運用基準」に基づき、緑化基準以上の緑化面積を確保する計画でございます。

それでは、27 ページをお開きください。施工計画及び供用の計画でございます。工期は2024年度～2029年度を予定しており、工事着手後1年間で既存建物を解体し、その後、新築工事に着手する計画でございます。

28 ページをお開きください。工事内容及び使用する主な建設機械を挙げております。

主なものを取り出しますと、まず解体工事ですが、地上解体工事及び基礎解体工事は、周辺を防音パネル等で囲み、油圧式破碎機等の建設機械を使用して実施します。また、粉じん対策として、散水、洗車等を実施し、発生抑制に努めます。

次の山留・掘削工事は、遮水性・剛性の高いSMW式工法を採用する計画です。山留壁は、事業区域周辺の地下水位低下と地盤沈下を防止するため、主な帯水層である武蔵野礫層よりも下位にある難透水層である上総層群まで施工します。掘削は最大でG.L.-17m程度まで行います。掘削工事にはバックホウ等を使用し、土砂はダンプトラックに積み込んで場外へ搬出する計画でございます。

続いて30ページをお開きください。工事用車両の走行経路は、事業区域周辺の道路状況を踏まえ、パルム商店街を工事用車両が横断しないような計画としてございます。工事用車両の出入口は、事業区域北西側の1か所、南西側の1か所及び南東側の2か所に設置する計画です。工事用車両台数のピークは工事着手後25か月目であり、ピーク日において大型車が1日当たり210台、小型車が20台を予定しています。

31 ページをお開きください。供用の計画でございます。本事業の計画建築物の供用開始

ですが、先ほど御説明したとおり、2029年度を予定してございます。

飛びまして、43 ページをお開きください。環境影響要因と環境影響評価の関連性を踏まえて選定した項目を一覧表で整理しております。環境影響要因については、工事の施行中において、「施設の建設」「工事用車両の走行」「建設機械の稼働」を選定しています。工事の完了後において、「建築物の存在」「施設の供用」「関連車両の走行」「駐車場の供用」を選定しています。これらを選定した項目とその理由について説明します。

まず「大気汚染」ですが、工事の施行中においては、建設機械の稼働及び工事用車両の走行に伴う排出ガスの影響が、工事の完了後においては、関連車両の走行及び駐車場の利用が考えられるため選定しております。

続いて「騒音・振動」ですが、工事の施行中においては、建設機械の稼働及び工事用車両の走行に伴う騒音・振動の発生が、工事の完了後においては、関連車両の走行に伴う騒音・振動の発生が考えられるため選定しております。

続いて「土壌汚染」です。事業区域の既存施設における有害物質の使用等の可能性を否定できず、工事の施行により土壌に影響を及ぼすおそれがあるため選定しております。

続いて「地盤」です。掘削工事に伴う地下水位の変化による地盤の沈下や変形、地下構造物の存在等に伴う地下水の水位及び流況の変化による地盤の沈下が考えられるため選定しております。

続いて「水循環」についても、地盤と同様の理由となっております。

「日影」「電波障害」「風環境」については、工事の完了後における建築物の存在が日影、電波障害、風環境に影響を及ぼすおそれがあるため選定しております。

続いて「自然との触れ合い活動の場」ですが、本事業区域及びその周辺には複数の散策コースが設定されているため、工事の施行中においては、建設工事及び工事用車両の走行により、工事の完了後においては、新たな建築物等の存在により自然との触れ合い活動の場の持つ機能に影響を及ぼすおそれがあるため選定しております。

続いて「廃棄物」ですが、工事の施行中においては、建設廃棄物及び建設発生土の排出、工事の完了後においては、施設の供用に伴う廃棄物の排出が考えられるため選定しております。

最後に「温室効果ガス」ですが、新たな施設の稼働に伴うエネルギー使用により環境に影響を及ぼすおそれがあるため選定しております。

以上で選定した項目についての説明を終わりますが、最後に、選定しなかった項目について

て説明します。46 ページ目を御覧ください。

まず「悪臭」ですが、工事の施行中は著しい悪臭を発生させる建設機械等を使用しないことや、計画建物の主な用途が店舗、住宅及び駐車場等であることから、著しい悪臭を発生させる施設等を設置する計画はないため、非選定としております。

続いて「水質汚濁」ですが、工事の施行中、完了後とも適切に公共下水道に排水するため公共用水域及び地下水の水質等に影響を及ぼすおそれはないものとするため、非選定としております。

続いて「地形・地質」ですが、事業区域及びその周辺は平坦であることや、工事の施行中は剛性の高い山留工法を採用する計画であり、掘削工事により地形・地質を著しく不安定にさせるおそれはないものとするため、非選定としております。

続いて「生物・生態系」ですが、事業区域及びその周辺は市街地であり、現存する動植物は市街地で普通に見られるものであるため、影響は小さいものと考え、非選定としております。

最後に「史跡・文化財」ですが、国、都及び区の指定文化財や既知の埋蔵文化財包蔵地は確認されていないため、本事業による影響はないものと考え、非選定としております。なお、工事の施行中に新たな埋蔵文化財が発見された場合は、文化財保護法等に基づき、関係機関と協議の上、適正に対応いたします。

説明は以上でございます。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして何か御質問等があれば、お願いいたします。

宮越委員、どうぞ。

○宮越委員 御説明ありがとうございました。地盤と水循環について教えていただきたいことがあります。

工法等を御説明いただいたと思いますが、工事の施行中、工事の施行後もモニタリングというのを行わないのでしょうか。例えば地盤高であったり、地下水のモニタリングというの、この評価書の中に書いてありますか。予測は理解できたのですが、それをどう確認するのかというのがよく理解できなかつたのですが、その点を教えてください。

○事業者 「地盤」と「水循環」の工事につきましては、評価書にも記載しておりますとおり、地下の工事に当たって、SMW 壁を支持層まで打ち込んで掘削工事を行います。それに伴う周辺の地盤の沈下ですとか地下水等は、沈下等が起こらないように施工者のほうで計測していくということで考えてございます。ただ、事後調査の、工事の竣工後にそういったモ

ニタリング等は特に行う予定はございません。

○宮越委員 分かりました。ありがとうございます。では、工事の施行中は、地盤高はモニタリングされるという理解でよろしいですか。

○事業者 はい。周辺の地盤の沈下がないようにモニタリングで確認していくということで考えております。

○宮越委員 分かりました。地下水位はいかがでしょうか。

○事業者 地下水位は、まだ施工者が決まっておられませんので詳細は未定でございますが、当然、地下水のくみ上げによる地盤沈下とか、あるいは掘削底面からちょっと水が出てくるということが起こらないようなモニタリング等を施工者と一緒に検討していきたいと考えております。

○宮越委員 分かりました。ディープウェルとリチャージのことにに関して記述がありましたので、今、地下水について御質問させていただきました。評価書の中になかったので御質問させていただいたので、よく分かりました。ありがとうございます。

○事業者 ありがとうございます。

○柳会長 それでは、水本委員、お願いします。

○水本委員

ちょっと私の担当とは違うのですが、先ほどの 43 ページの項目の説明の中で「景観」の御説明をちょっと飛ばされたのかなど。私の聞き漏らしだったら申し訳ないのですが、その点だけ、もしあれば、すみません、再度になってしまうかもしれないのですが、お願いします。

○事業者 「景観」でしょうか。

○水本委員 はい。選定の理由といたしますか、御説明の中に。「景観」のところだけ、すみません、お願いしたいのですけれども。

○事業者 失礼しました。「景観」についての選定した理由になりますけれども、新たな建築物等の存在による主要な景観構成要素の改変、地域景観の特性の変化及び代表的な眺望地点からの眺望の変化が考えられるため、それが環境に影響を及ぼすおそれがあるというところから選定してございます。

○水本委員 ありがとうございます。事実関係の確認だけで。ありがとうございます。

○事業者 先ほどの地下水のことで訂正を1点させていただきたいと思います。評価書案の中に、工事中にディープウェル等に伴う地下水位のモニタリングを行うという一文を記載し

でございます。183 ページに記載してございます。8.4.3 の (1) のところに記載してございますので、先ほど施工者と検討すると申し上げましたけれども、施工者のほうにこれを行いながら工事を進めるという形で進めていきたいと考えてございます。大変失礼いたしました。

○柳会長 ほかにかがでしょうか。

池本委員、どうぞ。

○池本委員 幾つか予測の前提条件等の確認をさせていただきたいのですけれども、1 つは、工事中の建設廃棄物の関係で予測されていますが、現状の施設の把握の状況はどの程度された前提条件で予測されているのかというのを教えていただきたいのが 1 点です。

それと、建設発生土の話が資料編で出されていて、地下 5m ぐらいまでは既存の部分で、そこから下が建設発生土という記載があるのですけれども、地下 5m のところまでの把握具合ですね。地中埋設物とかの関係で、後から事後調査で出てきて、それで工期が延びてしまうとか、そういったこともよくありますので、その予測の精度というか、そういった点を教えていただけますと。用途からすると住宅とか店舗とかということなので、多めを見て地下 5m なのかなとも感じるのですが、その辺りの前提条件を教えていただきたいというのがもう 1 点です。

3 点目、最後ですが、今度は供用後のほうなのですけれども、店舗の用途ですね。319 ページでは、既存文献を用いて、原単位を用いて予測しているのですが、用途によって原単位が 1 桁ぐらい違うものもありますので、今、方向性として例えば飲食店が入りそうだとか、そういったものがあつた中での予測なのか、もしくは今はフラットで何も無い状況での予測なのか、その辺りを教えていただけますでしょうか。

○事業者 まず 1 点目の、既存建築物の把握の状況になりますけれども、こちらに示しておりますとおり、登記簿等の既存資料に基づいて把握してしまっていて、木造、非木造の地上・地下部の撤去面積について登記簿等から調査しているという状況でございます。

2 点目の、G.L. -5m までの地盤の状況ですけれども、現時点では実際に試掘等の調査等は行ってございませんので、施工のもう少しフェーズがたった段階で詳細にその辺は実測して行うというところで検討しているところでございます。

補足いたしますと、5m というのはいわゆる地下 1 階レベルということになりまして、周辺の建物の状況を見ても地下 2 階以下ある建物が非常に少ないというふうな状況でございますので、5m とした想定をしているというところでございます。

3 点目の、商業用途でどのような予測の施設の用途としているかという件についてですけ

れども、予測においては飲食店の施設の用途ということで、全ての飲食店で用いた前提での予測としてございます。

○池本委員 ありがとうございます。

○柳会長 それでは、続いて廣江委員、お願いします。

○廣江委員 先ほどの御説明の中で、開発後のイメージ図が、20 ページにきれいな完成図が載っておりまして、騒音・振動の建設工事終了後の予測では、大規模な騒音が発生する設備は屋外ではなく屋内というふうな御説明だったのですけれども、確認ですけれども、20 ページの絵を見ますと、屋上緑化ではなくて、何やら機械室のようなものが見えるのですけれども、これは機械類ではないという理解でよろしいでしょうか。

もう1点。聞き漏らしだと思うのですけれども、建設工事は平日のみでしょうか。休日の交通量とかいろいろとお調べになっているのですけれども、休日にも工事をされる予定でしょうか。記載しているところが調べられなかったもので、聞き漏らしだとは思いますが、その点だけ、2点よろしくをお願いします。

○事業者 御質問ありがとうございます。

1 点目の屋上でございますけれども、こちらのほうは通常のビルと同様に、冷却塔なり室外機等の機械が設置されることになってまいりますので、そういった機械類からの騒音というのは若干出てくるのかなと思ってございます。ただ、高さが145mのところですので、その騒音が地上部まで聞こえるかということ、距離減衰いたしますので、そういったこともないだろうと考えまして、騒音源は基本的に屋内というような形で整理させていただいているというところでございます。

もう一つの、工事を休日行かということでございますけれども、こちらのほうについては、詳細は、まだ施工者が決まっておりませんが、最近の趨勢として完全週休2日制といったような動きもございますので、これもまだこれからでございますけれども、日祝のみ休工とするのか、土日も休工とするのか、工事はまだ少し先ですので、今後の動静も踏まえて検討していくというふうな考えでございます。

○廣江委員 ありがとうございます。

コメントですけれども、1 点目についてですが、記載内容がそれでは違いますので、最終的には第一部会のほうで審議されることとは思いますが、騒音・振動担当のコメントとして、そういうことであれば、記載内容はきちっと書いていただきたいと思います。

2 点目ですが、まだ決まっていないこととはいえ、他の案件では、休日は基本的にはしな

いというふうなことです。そういうことがはっきり決まりましたら、その点についてもやはりはっきりとこういう所見の中で明記していただきたい。

○事業者 承知いたしました。御指摘ありがとうございます。

○柳会長 それでは、続いて宗方委員、お願いします。

○宗方委員 景観と関係ないところなのですが、287 ページに、自然との触れ合いに絡んで現地の歩行調査などをなさっているのですが、これは今年の6月で、コロナ禍の中でいろいろな影響の中での人々の流動ということだったと思うのです。したがって、これが竣工後も同じような状況として予測に使えるかというところがちょっと気になっておりまして、そういったことに関しては何か御検討されているかを教えてください。

○事業者 御質問ありがとうございます。ちょうど2020年3月ぐらいからコロナが激しくなってきたということで、この6月にやった時期は、5月ぐらいまで緊急事態宣言が出されていたのです。緊急事態宣言中にこういった調査をやっても、まさにおっしゃっていただいているとおりだと我々は考えました。正確な日付は記載していませんが、この調査を行った時点では緊急事態宣言が解除されておりまして、ある程度人通りも復活しているというふうに判断いたしまして、調査を行っているという経緯がございます。

○宗方委員 周辺の学校の授業の形態とか、そういったものも、もう通常に戻っていたということですか。

○事業者 確認するようにいたします。

○宗方委員 解除された瞬間に全く通常に戻ったという記憶は私はなく。ただ、一方で、この時期は、在宅勤務のおかげで、むしろ日中の人が増えている場所もあるのです。ですので、このデータが少ないのか多いのかということはいろいろと留意したほうがいいなと思いましたので、コメントさせていただいた次第です。

○事業者 御指摘ありがとうございます。

○柳会長 それでは、袖野委員。

○袖野委員 土壌汚染についてですけれども、土壌汚染の可能性ありということで記述いただいているのですけれども、土壌汚染が発見された場合には、汚染の拡大がないようにということなのですけれども、その工法については、土壌がほとんど掘削されるような工事ですので、掘削除去というようなことを考えていらっしゃるのか、それとも封じ込めみたいなものも御検討されているのか、もしお分かりであるのであれば教えていただければと思います。

○事業者 御質問ありがとうございます。土壌汚染につきましては、小山の商店街、戦後間

もない 1947 年頃に商店街として設立されておりまして、基本的には商店街としての利用がずっとされていたと。ただ、その中で、昔のクリーニング店ですとか、そういった施設があったということも分かっておりまして、そういったところでの土壌汚染のおそれは否定できないと。まだ調査はやっておりませんが、都の環境確保条例に基づいて調査を行う予定としております。もしそれで汚染がありということになった場合は、汚染の深さにもよってくると思うのですが、建物の根切りのところは、地下 2 階ですので 10m 以上になりますので、そここのところの土は全て掘削除去をしていくことになると思います。ただ、外構の部分で、工事で掘削を行わないところに汚染があった場合は、汚染の種類にもよりますけれども、覆土等での封じ込めが可能な場合は、そういったことも検討していく可能性はあると考えてございます。

○袖野委員 分かりました。ありがとうございます。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。

それでは、池本委員、もう一度お願いいたします。

○池本委員 私も第二部会なもので、今日伺いたいと思っております、ほかの案件でもいろいろな先生からコメントがあるのですが、この後にお話しされる第 2 地区の関係もあると思います。2 点なのですが、まずは第 2 地区との現在の調整状況等、環境配慮面だけでもいいのですが、その辺りをお聞かせいただきたいのと、予測の前提条件として第 2 地区の事業はどのように考えられているのかを御説明いただけますでしょうか。

○事業者 御質問ありがとうございます。調整状況ということにつきましては、説明会の開催の時期ですとか、評価書案の提出の時期ですとか、都市計画とも絡んでおりますので、地元の品川区や東京都の環境局ともかなり綿密に調整を行いまして、説明会のほうはもう両地区とも終わっておりますけれども、コミュニケーションを取りながら調整を進めているところでございます。

予測の前提といたしましては、複合で予測をしているのが、項目としては、「大気汚染」「騒音・振動」の交通関係、「風環境」「景観」です。「電波障害」と「日影」につきましては、単体ベースでの予測ということで予測は整理いたしました。

○池本委員 ありがとうございます。

追加で教えていただきたいのが、前者のほうの調整状況のところなのですが、ほかの地区ですと、例えば八重洲口のあたりとかは、複数の事業がある場合は工事車両の関係とかを調整し合うみたいな話とかも具体的に出てきたりしたのですが、今回、工期がほぼ重な

っていると思います。その中で、事業の熟度が同じくらいに進んでいくのかともあると思うのですが、そういった具体的な内容というのは今後入っていく予定なのでしょうか。

○事業者 失礼しました。先ほど交通と申し上げたところに、まさに今おっしゃっていたところも入ってございまして、お互いの工事の山積み表等を共有しながら複合的な予測を行ってございます。

○池本委員 分かりました。ありがとうございます。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。——よろしいでしょうか。

それでは、御発言がないようですので、これで終わりにしたいと思います。

事業者の皆様、どうもありがとうございました。それでは、事業者の方は退室をお願いいたします。

(事業者退室)

○柳会長 それでは、次の諮問に移りたいと思います。

諮問案件について、事務局から説明をお願いいたします。

○下間アセスメント担当課長 それでは、事務局から御説明申し上げます。お手元の資料 2 を御覧ください。諮問文でございます。朗読いたします。

3 環 総 政 第 5 1 6 号

東京都環境影響評価審議会

東京都環境影響評価条例（昭和 55 年東京都条例第 96 号）第 50 条の規定に基づき、下記事項について諮問する。

令和 3 年 11 月 30 日

東京都知事 小池 百合子

(公 印 省 略)

記

諮問第 532 号 「(仮称) 小山三丁目第 2 地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案

以上です。よろしくお願いいたします。

○柳会長 それでは、「(仮称) 小山三丁目第2地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案につきましては第一部に付託させていただきますので、第一部の委員の皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、諮問案件の概要につきまして、事業者の方から説明を受けることとしたいと思います。

事業者の方、準備ができましたら御説明をお願いいたします。

○事業者 それでは、「(仮称) 小山三丁目第2地区第一種市街地再開発事業」について御説明させていただきます。

まず、1ページ目を御覧ください。

事業者の名称は、今ありましたが、小山三丁目第2地区市街地再開発準備組合、対象事業の名称は「(仮称) 小山三丁目第2地区第一種市街地再開発事業」、対象事業の種類としましては「高層建築物の設置」となっております。

事業の概要としましては、計画地面積は約 1.6ha。先ほど前段の案件で御説明もありましたが、三の1地区の隣に位置しております。共同住宅、商業施設、公益施設、駐車場等を新築し、複合的な市街地を形成する計画でございます。建物の最高高さは約 145m、地上 41階建て、地下 2階建てを予定しております。工事の予定期間としましては、令和6年度(2024年度)から工事を開始し、令和12年度(2030年度)から供用開始を予定しております。

ページを飛ばしていただきまして、13ページを御覧ください。対象事業の目的及び内容となります。

計画地は、東京都の「都市づくりグランドデザイン」において、「中枢広域拠点域<武蔵小山・戸越>」に位置づけられ、将来像として、土地の高度利用や都市基盤の整備により、商店街の更新、商業、居住、文化、コミュニティなどの機能の強化・集積、防災性の向上が進み、にぎわいと回遊性のある拠点の形成が示されている地域でございます。また、「新しい都市づくりのための都市開発諸制度活用方針」において、「センターコアエリア<副都心><複合市街地ゾーン>」に位置づけられ、都市の充実した機能を楽しむ職・住・遊の複合空間の形成等が示されております。

さらに、品川区の「品川区まちづくりマスタープラン」において、土地の計画的かつ合理的な高度利用を図り、商店街の機能更新や商業、居住、生活支援、文化、コミュニティ等の

都市機能の強化、更新、集積並びに防災性の向上を図り、にぎわいと回遊性のある複合市街地を形成するといった方針等が示されております。

計画地の現況としては、住商混在の木造建物が密集しており、また、更新期を迎えたマンション等が立地しており、防災性の向上や都市機能の更新が急務とされており、早急な市街地整備が課題として挙げられている地域でございます。

本事業としては、これらの背景を受けまして、武蔵小山駅及び武蔵小山商店街パルムを中心とした、にぎわいと活気のある商業空間を生かしつつ、都市機能を集積させ、活力とにぎわいの拠点にふさわしい市街地を形成するということを目的として挙げております。

めくっていただいて、14 ページが対象事業の位置及び概況でございます。武蔵小山の駅前には既に2件の開発が進められておりまして、既に竣工しておりますが、図面のオレンジ色のところが、先ほど御説明のありました小山三丁目第1地区、赤枠で囲ってある四角いところが本事業、小山三丁目第2地区の計画地でございます。計画地の中央に武蔵小山商店街パルムが通っているという位置関係になっております。

めくっていただきまして15 ページが、より広域の図でございます。北側に武蔵小山駅、その南が今の開発地域となっているところでございます。また、特例都道（都道420号）が位置している地域でございます。

少しめくっていただきまして、18 ページに事業の基本計画を記載してございます。本事業は、計画建築物としましては、中央の商店街パルムを挟んで大きく北街区と南街区に分かれております。いずれの街区も北西側に高層棟を建築する計画で、高層棟は主に共同住宅、低層部分には商業施設及び公益施設、地下部分には駐車場等を配置する計画となっております。また、北街区と南街区は2階部分を連絡デッキで接続いたしまして、地下部分においても、地下駐車場には北街区と南街区が連携するような形で車路を設置する計画でございます。また、中央の武蔵小山商店街パルムのアーケードは、本事業に合わせて改修を行う計画となっております。

その下に街区別の細かい数値を記載してございますが、基本的に、敷地面積は合計で1万2,400㎡、住宅戸数としましては合わせて約990戸、駐車台数は合計で約460台を計画してございます。

めくっていただきまして、19 ページが今の計画建物の配置の概要図でございます。図面の向かって右上が北街区と呼んでいるところで、左下のところが南街区と呼んでいるエリアになります。濃い灰色のところが高層棟、高さ145mの高層ビルとなるところで、薄い灰色

のところは低層棟、主に商業施設等を配置する計画の建物でございます。

めくっていただいて 20 ページが建物断面図でございます。先ほどありましたとおり、高層棟の部分はほぼ共同住宅、低層棟の部分、ピンク色の部分が商業施設となっております。

21 ページが完成予想図、全体パースでございます。計画地の東側の上空から見下ろしたような完成パースとなっておりますが、2 棟の 145m の高層ビルが建ち、手前の低層部は商業施設で、屋上緑化等を施すという計画になってございます。

続きまして、駐車場・駐輪場計画、歩行者動線計画等でございます。22 ページを御覧ください。

駐車場としましては、店舗に関しては自走式で地下 1～2 階、住宅用としては地下 1 階～地上 31 階タワーパーキングを整備いたします。整備台数は合計で約 460 台。関係法令に基づき必要台数を確保するという計画でございます。

駐輪場としましては、店舗用は地下 1 階～地上 1 階、住宅用は地下 1 階～地上 2 階にかけて整備し、こちらも関係法令に基づく必要台数以上で、合計で約 2,010 台を整備する計画でございます。

続いて歩行者動線計画ですが、こちらは 23 ページの図面も併せて御覧いただければと思います。武蔵小山駅からつながる武蔵小山商店街パルムを中心としまして、歩行者の回遊性を高めるためのネットワークを形成いたします。具体的には、計画地外周部の地上部は植栽を施した歩道状空地とし、また、計画地の北街区、南街区には、それぞれ中心部分に広場を設置し、人の回遊性を高める計画でございます。また、商店街の回遊性を強化するために、計画建築物の北棟、南棟それぞれの 2 階部分は歩行者通路（ギャラリー）として連絡デッキを設置し、北街区の地上部、南街区の建物内など、人のネットワークを確保する計画でございます。

続きまして、24 ページがエネルギー計画、空調換気計画、給排水計画、緑化計画となっております。

エネルギー計画としましては、本事業で使用するエネルギーは電気、都市ガスで、中央監視制御、温度センサー制御等の効率的なエネルギーシステムを採用する計画でございます。

給排水につきましても、東京都水道局から供給を受けまして、生活用水、空調用水等へ利用する計画でございます。下水道や雨水に関しましては、東京都下水道条例や、いわゆるビルピット対策指導要綱に基づき、適正に公共下水道へ放流する計画でございます。

緑化計画につきましては、25 ページの図面と併せて御覧いただければと思いますが、基本的には、先ほど申し上げたとおり、敷地境界周辺は歩道状空地と植栽、樹木を配置しまして、また、広場の周りや建物の上、特に低層部の上には屋上緑化を施しまして、計画地全体で緑地を確保する計画でございます。具体的な数値は、26 ページにありますとおり、「新しい都市づくりのための都市開発諸制度活用方針」に挙げられております目標値、再開発促進区を定める地区計画の緑化基準の 40%を上回るような計画としてございます。

続きまして、27 ページからが施工計画及び供用の計画でございます。工事としましては、2024 年度に着手し、全体で約 75 か月を予定してございます。工事の内容としましては、仮設・解体工事から始まりまして、山留、地下躯体、地上躯体と順次進めてまいります。

28 ページ、29 ページが工事用車両の計画でございます。工事用車両につきましては、基本的に北街区、南街区にそれぞれアクセスルートを設定しまして、走行台数としましては、最大となる時点で約 269 台を予定しております。ルートとしましては、29 ページにありますとおり、区道 I-159、218 から入って北街区にアクセスするルートと、南側の都道 420 号から直接南街区にアクセスするルートでございます。

最後に廃棄物処理計画ですが、工事の施行中に発生する廃棄物につきましては分別の徹底を図りまして、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」等に基づきまして、再利用、再生利用に努めてまいります。

また、供用の計画としましては、2030 年度から供用開始を計画しておりますが、車両計画が 30 ページと 31 ページに示したとおりでございまして、やはりこちらも北街区を中心としたルート、それから南街区を中心としたルートを予定してございます。工事中とは少しアクセスの出入りの位置が変わっておりまして、北側としましては北東側に接している区道から、南側のアクセスとしましては北西側に接している区道から計画地の中に入るという形で出入口の設置を計画してございます。

その後、少し飛びまして、環境影響評価の項目について御説明させていただきます。43 ページ、44 ページを御覧ください。

今回、地域の状況や事業計画の内容を踏まえまして、「大気汚染」「騒音・振動」など 12 の項目を選定してございます。選定した理由を御説明いたします。

まず「大気汚染」につきましては、工事の施行中に建設機械の稼働、工事用車両の走行に伴う排出ガスが考えられますので、項目として選定しております。また、完了後におきましては、駐車場の供用、関連車両の走行が考えられることから、こちらも選定しております。

「騒音・振動」につきましても、工事の施行中における建設機械の稼働、工事用車両の走行、工事の完了後における地下駐車場等の施設の稼働、低周波音及び関連車両の走行に伴う影響が考えられますので、これらも項目に選定しております。

3 つ目に「土壌汚染」ですが、こちらにも計画地内には水濁法に関する特定施設等が立地していることが分かっておりますので、土壌汚染のおそれが考えられることから項目に選定してございます。

「地盤」につきましては、工事の施行中における掘削工事による地盤の変形、地下水の水位や流況の変化、工事の完了後におきましても、地下構造物の存在に伴う地下水への影響等が考えられることから項目に選定してございます。

5 つ目の「水循環」につきましても、「地盤」と同様に、工事の施行中における掘削工事の影響、工事の完了後における地下構造物の存在による影響が考えられることから項目として選定しております。

「日影」につきましても、工事の完了後における計画建築物の出現による影響が考えられることから項目選定してございます。

同様に「電波障害」も計画建築物の出現、「風環境」につきましても計画建築物の影響から項目選定してございます。

「景観」につきましても、工事の完了後における計画建築物の出現、それによる眺望の変化等を見るために環境影響評価項目として選定しております。

10 個目の項目、「自然との触れ合い活動の場」につきましても、計画地内及び周辺地域に複数の遊歩道が分布しており、また、中央に商店街パルクを含んでおりますので、計画地内において、工事の施行中は、工事による自然との触れ合い活動の場の改変、機能の変化、工事の完了後においては、計画建築物の存在による活動の場の機能の変化が考えられることから項目選定してございます。

11 番目、「廃棄物」につきましては、工事の施行中における廃棄物の発生及び建設発生土の排出、工事の完了後におきましては、施設の稼働に伴う廃棄物の排出が考えられることから項目選定してございます。

最後、「温室効果ガス」につきましても、工事の完了後における施設の稼働に伴うエネルギー使用、それに伴う温室効果ガスの排出が考えられることから、環境影響評価項目として選定してございます。

最後に、選定しなかった項目ですが、「悪臭」「水質汚濁」「地形・地質」「生物・生態系」

「史跡・文化財」の5つにつきましては、工事中におきましても、供用後、一般的な住宅、商業施設であるということを踏まえまして、項目選定外としております。

以上で概要の御説明を終わらせていただきます。

○柳会長 御説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明について何か御質問等ございますでしょうか。

それでは、宮越委員、どうぞ。

○宮越委員 ありがとうございます。御説明ありがとうございました。

地盤について御質問させていただきます。地盤の予測の項目の中で「掘削工事に伴う地盤の変形の範囲及び程度」というのが示されていますが、この中では工法等は理解したのですが、掘削工事中に地盤高を定期的に測定するような、モニタリングするような予定はありますか。

○事業者 基本的に工事中は地盤の変形と地下水の変動を見ながら工事をする予定です。その結果につきましては事後調査報告書の中で報告させていただく予定でございます。

○宮越委員 分かりました。ありがとうございます。地下水位のモニタリングについては記載があったと思うのですが、地盤高の測定についてはなかったように思いますので——もしあったらすみません——御質問させていただきました。ありがとうございます。

○事業者 ありがとうございます。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。

それでは、高橋委員からお願いします。

○高橋委員

先ほど第1地区のところでも業者の方からお話があったのですが、特に交通に関しては、評価をするときに、第1地区の場合は第2地区の交通量も勘案して評価をしているというお話があったのですが、この第2地区での評価に関しても、やはり第1地区での交通量も勘案して評価されているのかということが1つ。

もう一つ、供用後の低周波音を評価することなのなのですが、その場合は地下駐車場の換気ファンがおそらく対象になると思うのですが、この換気ファンの位置がもし分かれば教えていただきたい。

その2点をお尋ねします。よろしくをお願いします。

○事業者 ありがとうございます。

まず交通に関しましては、隣の三の第1地区と工事用車両は合算する形もしくは基礎交通

量に見ています。工事の着手時期等も正確には分からないので、お互いにピーク・オン・ピークで、最大値と最大値の車が走ったときを想定して工事中、それから供用後も算出させていただいております。

2点目の御質問の、低周波の件ですが、評価書案の160ページに図面がございます。こちらをお願いいたします。図面にありますとおり、低層部の上にファンが載るような形の、発生源としてはこちらになります。

○高橋委員 ありがとうございます。そうすると、ファンの位置とすると、低層棟の屋上に載っかるというような形でよろしいのですか。

○事業者 ありがとうございます。ファンとしましては低層棟の上に載りまして、ちょっと見づらいのですが、黄色のルーバーで周りを囲ったような形で音の対策を取るという形になっております。

○高橋委員 あと、給気ファンというのはどれくらいの高さになるのでしょうか。

○事業者 低層部の屋上は約G.L. 20mのところがございます、そこにいわゆる機械室、設備周りを固めておくという形でございます。

○高橋委員 分かりました。ありがとうございます。

○柳会長 それでは、続いて袖野委員、お願いします。

○袖野委員

温室効果ガスのところでお伺いしたいのですけれども、先ほどの案件でもちょっと気になったのですが、今回、再生可能エネルギーの導入を検討されているということなのですか、詳細をもう少しお分かりになりましたら御説明いただけますでしょうか。

○事業者 評価書案の391ページを御覧いただきたいのですけれども、「環境保全のための措置」の(1)(2)の中で、それぞれ今回の建物の配慮でありますとか、そういった形になっています。再生エネルギーというのがここにはうたっていないかと思うのですが。

○袖野委員 冒頭のところ。

○事業者 熱源のところですね。

○袖野委員 9ページですね。「再生可能エネルギーの導入検討を行う計画である」とあります。

○事業者 こちらは反映しなかった措置ということなので、今後の計画によります。ただ、再開発事業ということで、民間事業と違って、事業性等を考えると、今この時点ですぐこれを入れますということは言えないのですが、今後、設計熟度等も上がってきますので、そこ

に向かっては、例えばちょっとした太陽光であるとか、何らかの対応は事業者と考えていきたいとは思っております。

○袖野委員 ありがとうございます。東京都でも、住宅等の一定の新築建築物については太陽光発電の設置義務づけ制度ということで検討しているところですし、こちらの建物は今後何十年も残る建物だと思いますので、ぜひその点についてもよく御検討いただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○事業者 今回の回答に追加で回答申し上げます。

再生可能エネルギー、特に太陽光発電ですけれども、今の計画でまいりますと、先ほど御説明申し上げましたタワー部、145m の屋上部分、それから高さ 20m の低層棟がございますけれども、そちらの屋上部分、こうした空間を有効に使うって太陽光発電パネルの設置を進めてまいりたい、現時点でそのように考えてございます。

○袖野委員 ありがとうございます。

○柳会長 それでは、続いて平林委員、お願いします。

○平林委員 25 ページの図 6.2.3-4 の「緑化計画図」を見ているのですが、雨水の流出抑制対策ということで、こちらの緑地のところが浸透能が 0.05m あるということで計算式を 233 ページで入れていただいていると思うのですが、結構この緑地の場所を見ると、建物敷地内にへばりつくように入れてありまして、そうすると、建物の周りの風環境を見ると、建物によって渦ができるというか、強くなるので、案外すごく細いと雨はここまで入らないんじゃないかと、質問させていただければと思います。

○事業者 ありがとうございます。今、計画段階ということもありますので、233 ページにありますとおり、現状では指針の数字をそのまま使っている形になります。ただ、実際の施工の段階で何らかの涵養できるような、当然被覆はしないような形はするのですが、そこは施工上何らかの形で留意していきたいことで配慮していきたいと思っております。

○平林委員 ありがとうございます。貯留量も少し多めに取っていただいていると思うので、大丈夫だと思います。ありがとうございます。

○事業者 ありがとうございます。

○柳会長 それでは、続いて水本委員、お願いします。

○水本委員 また私の専門を超える質問といたしますか、事実確認なのですが、20 ページと 21 ページの図で、低層棟と低層部の違いというところをもうちょっと詳しく教えていただきたいのと、アーケードという部分がありますので、アーケードというのは商店街に

伴うようなイメージであるのか、店舗というのはビルの周囲を取り巻くのかとか、もう少しだけ詳しくこの図面を解説いただけるとありがたいのですけれども、お願いします。特に低層棟と、低層部で G.L.+20m というところが、高さに違いがあるのかとかがちょっと分からなくて。すみませんが、お願いします。

○事業者 御回答申し上げます。今回計画しております南街区、北街区それぞれが1敷地、1建物という計画になってございまして、その1建物部分に、高層になる部分と高さとして低層に抑えている部分がある。そうした棟構成のものが2棟ある、そういう計画になってございます。ですので、低層部、低層棟という表現が適切であったかという、今反省する部分ではあるのですが、計画としてはそのような計画になってございます。

もう1点、商店街との関係というところでございますけれども、今当地区の中央に走っておりますパルム商店街は全長約800mある日本一長い商店街でございまして、今回その商店街の一部、我々の事業区域内ですが、その建物については全て解体して、この商店街の区道は大きな拡幅をせずに、これまでのヒューマンスケールな空間を維持しつつ、引き続きその区道に向かって店舗の顔が向いていくような、そうした商店街としての商業機能を新たに再生していく、そのような考え方でございまして、先ほど御説明のありましたお隣、三の1地区につきましても考え方は一緒でございます。

○水本委員 ありがとうございます。そうすると、1階部分というか地上部分で商店街の高さはそのままというようなイメージでいいのですか。20ページの図のところなのですが。

○事業者 今既に現地にアーケードがかかっているのですけれども、このアーケードが老朽化しておりまして、今回これを完全に架け替えるという計画になってございます。架け替え後のアーケードの高さといいますのが、本事業で計画しております商業の2階部分の天井のレベルと合ってくるということで、そのスケール感というのが、我々の地区と第1地区の位置と共通のモジュールになっている、そのような計画でございます。

○水本委員 アーケード部分については今の御説明でかなり分かりましたけれども、低層棟と低層部という表現と付随する高さについては、おそらくですけれども、若干分かりづらいかなと思いますので、今後少し表現に工夫をされたほうが、ほかの皆様にも伝わるのではないかなと思いました。ありがとうございました。

○事業者 ありがとうございます。

○柳会長 それでは、続いて渡邊委員、お願いします。

○渡邊委員 幾つか確認させていただきたいのと、あと質問なのですけれども、まず、先ほ

ど御説明いただいた本編の 391 ページ、資料編 179 ページに温室効果ガス削減の計算式が出ていると思うのですが、エネルギー利用の低減率 20%という計算がされていると思うのですが、これは私が聞き逃しているのかもしれないと思うのですが、基準建築物における温室効果ガス排出量があって、そこから 20%を計算されて計画建築物における温室効果ガス排出量を算出されていると思うのですが、基準建築物と計画建築物というのは同じ面積、同じ容積なのですかというところをまず 1 点伺いたいということです。

もう 1 点は、これは商業施設と駐車場等であって、居住部分に関しては、お使いになられる方によりけりということで、対象になっていないと思うのですが、391 ページを拝見すると、項目によっては居住施設に係るところになると思うので、居住施設における温室効果ガスの排出削減にも貢献することを考えての設計になっているのかどうかということ、つまり、お使いになられる方の使い方にかかわらず削減できる部分があるのかどうかということを確認させていただきたいということです。

もう 1 点は、エネルギー利用の低減率 20%とも関連するのですが、先ほど袖野委員も質問されていましたが、再エネを導入すれば、エネルギー利用の低減率だけではなく、もっと削減することができるはずだと思いますので、再エネの導入をどのように考えておられるのかという点と、あわせて、これは計算するときには全て一般的な電力供給ですかガス供給における原単位を使っていらっしゃると思うのです。ここが、これから電力部門、ガス部門で温室効果ガス排出削減が進むと、要はこれは間接排出ということになるので、その部分次第では大きく削減される可能性があるということになると思うのですが、そういう理解でよいのか。つまり、間接排出に頼って削減を大幅にしていくという計画なのか、それとも、先ほど袖野委員から御指摘がありましたけれども、自前で再エネをしていくことによって、間接排出に頼らずに、直接排出部分でも大きく削減することを目指すのか。その方針をどのようにお考えになられているのかというところを確認させていただきたいと思います。

○事業者 1 つ目の御質問に回答させていただきます。基準建築物の面積ですが、共同住宅を除く基準建築物の面積は、計画建物と同じ面積を使用させていただきます。

○事業者 2 点目以降になります。今、環境アセスメント段階、言うなれば都市計画もまだ枠を決める段階になりますので、これから基本設計だったり、実施設計だったり、エネルギーの利用計画というのは、東京都の届出制度もありますし、そういう形で熟度を上げていきます。今は最低限のプレーンな状態といたしますか、都市計画段階になりますので、今最低の

数字をアセスでは記載させていただいています。低減率の ERR でやっているというところは、まず事業者の責務として、今段階ですと、例えば設備であるとかハード面の効率であるとか、そこは当然事業者の担保になりますので、そこをしっかりと盛り込む。先ほど出ていましたように、購入エネルギーによって、再エネを買うのか、購入先によっても当然変わってきますので、それは今の段階というよりは次のステージかなと。ただ、それを配慮事項なり意識として事業者としては持っていきたいと思っています。

あと、基本的には、住宅は、おっしゃっていただいたように、個々個別の方になってしまいますのであれなのですけれども、391 ページに書いてあるとおり、住宅部分についても 5%程度の ERR を確保できるような箱物といいますかハード面に入れるというのが最低ラインで今うたわせていただいている状況でございます。

先ほど御質問があったように、今後熟度を上げていく上で、例えば太陽光というのも事業者は考えておりますので、次のステージ以降はそういう形で、より省エネ、脱炭素に近づけるような努力なり施策はしていこうかなという今は時点でございます。ありがとうございます。

○渡邊委員 ありがとうございます。おっしゃるとおり、環境影響評価の段階ですので、今の段階で大幅な削減を公約してしまうというのは事業としても難しいとは思うのですけれども、熟度を上げていく中で、できる限り建物として間接排出における削減に頼らずとも削減が確保されるような方向で事業を進めていただければと考えるところです。

以上です。ありがとうございます。

○柳会長 それでは、続いて堤委員、お願いします。

○堤委員 ちょっとお伺いしたいのですけれども、今、温室効果ガスの削減率を算出されている中で、ERR20%を達成するので、その分の CO₂ は削減されるはずですよという話なのだと思うのですけれども、では ERR20%が達成できるという根拠を具体的に示していただけないかなと思っているのですけれども、いかがですか。

○事業者 御指摘のとおり、細かい根拠で例えば計算式を組み立てたものまでは評価書案には記載していません。一般的にこれを落とすにはこういうことをしていくよということのメニュー立てをしています。実際、建物の設計が進んでいきますと、当然そのボリューム感なりもろもろ計算してこの 20%ということに合わせていくとは思うのですけれども、今はアセス段階なので、何を責務として入れていきますというような評価、もしくはお約束として何を入れていきますという部分を今は保全措置に盛り込んで、評価基準 20%を達成しま

すというような評価書案自体の組みには今はなっています。

○堤委員 なので、20%というのは最低限の目標みたいな感じで理解すればいいということですか。

○事業者 そういうことです。

○堤委員 これ以上にはなりませんよというようなこと。

○事業者 そうですね。最低限の責務として 20%を確保します、それに向けてはどういうものを入れ込んでいきますという。

○堤委員 その入れ込んでいくものが、その下にある「予測に反映した環境保全措置」だということですか。

○事業者 そうでございます。

○堤委員 分かりました。そうしましたら、そのような記載をしていただけるといいのかなと思うのと、これから計画とか設計が進んでくる中で詳細に計算ができるようになってくると思いますので、これから作成されていく図書の中でそういったようなことも盛り込んでいただければと思いますので、御検討をお願いできますでしょうか。

○事業者 はい。ありがとうございます。

○堤委員 よろしくお願ひします。以上です。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。——よろしいでしょうか。

それでは、ほかに御発言がないようですので、これで終わりたいと思います。

○事業者 すみません、1点だけ訂正させていただいてよろしいですか。先ほどの排気ファンの高さの御説明に誤りがありました。評価書案の159ページの表を御覧ください。G.L.の高さをここに正確に記載していきまして、11m、11m、15m、15mということになりますので、先ほどの20mという説明は修正させていただきます。申し訳ございません。

○柳会長 了解しました。

それでは、事業者の皆様、どうもありがとうございました。事業者の方は退室をお願いいたします。

(事業者退室)

○柳会長 それでは、受理関係について事務局から報告をお願いいたします。

○下間アセスメント担当課長 受理関係について御報告いたします。お手元の資料3を御覧ください。

11月の受理報告は、環境影響評価調査計画書1件、「日本電子昭島製作所建物更新計画」、

環境影響評価書 2 件、事後調査報告書 5 件、変更届 3 件を受理しております。

○柳会長 それでは、「日本電子昭島製作所建物更新計画」環境影響評価調査計画書の概要につきまして、事業者の方から説明を受けることといたします。

なお、本日は事業者の方にも遠隔参加で出席していただいております。御準備ができましたら御説明をお願いいたします。

○事業者 それでは、「日本電子昭島製作所建物更新計画」の環境影響評価調査計画書の内容について御説明さしあげます。

まず、1 ページを御覧ください。

事業者の名称は日本電子株式会社。対象事業の種類は「工場の設置」です。

対象事業の内容の概略を表 3-1 に記載しております。本事業は、昭島市武蔵野三丁目に位置する日本電子昭島製作所において、老朽化した既存建物の建替えを順次行っていくものです。計画地の用途地域は準工業地域。敷地面積は約 4 万 9,830m²。表中でグレーに網かけをしている 12・13・14 号館、その他附属建物を設置するものです。工事は令和 5 年に着手し、順次建設工事を実施いたします。供用開始は、12 号館は令和 7 年、13 号館は令和 12 年、14 号館は令和 19 年を予定しています。

2 ページを御覧ください。対象事業の目的と内容です。

日本電子昭島製作所は、昭和 36 年に中神工業団地内に設立された日本電子株式会社の主力工場です。現在、各種理科学の計測機器、産業機器、医療用機器等の生産並びに新製品の開発拠点として活用されています。本工場は開設後 50 年が経過し、初期に建設した工場建物の老朽化が著しく、建替えの時期を迎えつつあります。そのため、これら老朽化した既存工場建物の建替えにより、工場のさらなる低騒音化、省エネルギーの推進、生産性の向上により、地域経済の発展並びに住環境と操業環境の調和に資することができると考えております。

3 ページを御覧ください。計画地の位置図です。計画地は昭島市北東部に当たる武蔵野三丁目に位置しており、計画地東側は都道 59 号（多摩大橋通り）に接しています。計画地の南約 650m には JR 青梅線の中神駅があります。

4 ページを御覧ください。航空写真です。赤枠が計画地です。計画地の北側及び西側には工場が立地しています。敷地の南側及び都道 59 号線を挟んだ東側に住宅が立地しています。

5 ページを御覧ください。下段に、図 4.2-2 に製造工程を示しています。資材、ユニットの納品を受け、それを組立てし、調整を行い、出荷いたします。

8 ページを御覧ください。配置計画図です。薄いグレーの建物が計画建築物です。12 号館、13 号館、14 号館、都道沿いの小さな建物が守衛所、南側の細長いものが駐輪場です。

9 ページを御覧ください。12 号館の立面図です。地上 8 階、地下 1 階、建物高さは G.L. + 約 45m、用途は工場です。

10 ページを御覧ください。13 号館の立面図です。地上 5 階、地下 1 階、建物高さは G.L. + 約 25m、用途は工場です。

11 ページを御覧ください。14 号館の立面図です。地上 5 階、建物高さは G.L. + 約 30m、用途は工場、倉庫、展示場です。

12 ページを御覧ください。設備計画につきましては、表 4.2-4 に概要を示しています。環境対策といたしまして、低騒音型機器の採用や屋内設置を基本といたします。本事業において使用するエネルギーは、電気及び都市ガスです。給水は、敷地内の 3 本の既存井戸を使用いたします。

13 ページを御覧ください。表 4.2-6 に揚水量の推移を示しています。平成 30 年度に井戸の故障により揚水量が減少していますが、ほぼ横ばいとなっています。

緑化計画につきましては、工場立地法等の基準に基づき緑化を行います。

廃棄物に関しましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、許可を受けた処理業者に委託し、適正に処理を行います。

交通計画につきまして、14 ページを御覧ください。関連車両の主な走行ルートを示しています。搬出入車両は青色の経路です。主に都道 59 号（多摩大橋通り）を經由いたしまして、計画地の東側、西側及び南側の出入口を利用します。来客車両はオレンジ色の経路です。計画地東側の出入口を利用いたします。なお、建替え後も搬出入車両の入場台数は現状の約 105 台と同程度を想定しています。また、就業者数も同程度の想定です。

駐車場は、敷地内及び敷地外の平面駐車場を利用する予定であり、駐車場の台数は、計画地の北東側に約 80 台、建物の周辺に 50 台、その他計画地の外に約 220 台を確保しています。

施工計画について御説明します。16 ページは工事工程の概要です。

17 ページを御覧ください。図 4.3-1 に工事 STEP 図を示しております。STEP1 としまして、敷地南東側に 12 号館を建設いたします。STEP2 といたしまして、敷地西側の既存 2 号館の二期棟を解体いたします。STEP3 といたしまして、13 号館を建設いたします。STEP4 といたしまして、敷地北側の既存 1 号館を解体いたします。STEP5 として、14 号館を建設いたします。

19 ページを御覧ください。供用の計画です。施設の年間稼働日数は、現状同様、土日・祝日を除く 236 日、稼働時間帯は 8 時 30 分～17 時 20 分を計画しております。供用開始は、12 号館が令和 7 年、13 号館が令和 12 年、14 号館が令和 19 年を予定しています。

20 ページを御覧ください。工事用車両の主な走行ルートを赤色の線で示しています。都道 59 号（多摩大橋通り）を経由しまして、計画地西側及び南側の出入口を利用する計画です。

以上が事業計画並びに工事計画です。

次に、環境影響評価の選定項目について説明さしあげます。ちょっと飛ばしまして、92 ページを御覧ください。

ただいま御説明しました事業計画案から環境影響要因を抽出いたしました。また、地域の概況も踏まえまして、環境影響評価の項目を御覧の表 7.1-1 に整理しております。

まず「大気汚染」に関しましては、工事の施行中の建設機械の稼働及び工事用車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質を項目選定してございます。

「騒音・振動」に関しまして、工事の施工中の建設機械の稼働、工事用車両の走行及び工事の完了後の工場等の稼働に伴う騒音・振動を項目選定してございます。

「土壌汚染」に関しましては、水質汚濁防止法の特定施設が現存しておりますので、項目選定をしております。

「日影」「電波障害」「景観」に関しましては、工事の完了後、計画建物の存在に伴うそれぞれの影響について項目選定をしております。

「史跡・文化財」に関しましては、現状、敷地内に文化財包蔵地が存在しているということになってございますので、工事の施行中について項目選定をしております。

「廃棄物」に関しまして、工事の施行中の解体並びに建物の建設、工事の完了後の工場の稼働に伴う廃棄物の排出量、再資源化量を予測・評価するということで項目選定をしております。

「温室効果ガス」に関しまして、工事の完了後の工場の稼働に伴うエネルギーの使用量などを項目選定してございます。

項目の選定内容については以上でございます。よろしく願いいたします。

○柳会長 御説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明について何か御質問等があれば、お願いいたします。

それでは、最初に廣江委員からお願いします。

○廣江委員 御説明ありがとうございます。

1 点確認させていただきたいのですが、低周波音を評価に含めないということで、工場施設内にその発生源が全くないということなののでしょうか。それとも、ほとんどないということなののでしょうか。電子機器類のこういうのを作るのは結構振動や低周波音の影響を嫌うので、音源があった場合、屋内にはあまり置かないのではないかと考えていましたが、もしそのようなものがあって屋外に置くのであれば予測は考えるべきではないかと思い、確認のために御質問いたしました。

○事業者 御質問ありがとうございます。低周波音に関しましての御質問でございますけれども、基本的に設備関係につきましては、現状もそうなのですけれども、建物の屋内に極力配置するというので、室外には一部のものしか出てこないという計画になってございますので、そういった観点で、低周波音については予測の対象から外させていただいております。

○廣江委員 ありがとうございます。

○柳会長 それでは、宮越委員、よろしく申し上げます。

○宮越委員 私から、今回項目選定の中に「水循環」が含まれていないことに対して質問させていただきたいと思いました。というのも、昭島市は、この調査計画書の中にも記載されていますが、地下水も含めて水循環、水環境を特に大切にしている自治体だと思うのですけれども、今回、建物を新しくするというので、地表面の被覆形態も大きく変わるのではないかと思うのですが、あと、現在、井戸で地下水を揚水して利用されているということも記載されているところではあると思うのですけれども、そういった背景があって、「水循環」が選定されていないということに違和感を覚えましたので、質問させていただきました。お願いします。

○事業者 御質問ありがとうございます。地表面の被覆に関しましては、現状も主に構内、通路ですとか駐車場等で、水が浸透しやすい土地利用にはなっていない状況でございます。今回の建物改変後につきましては若干緑化が増える見込みになってございますので、大がかりには増えてはまいりませんが、基本的には少し増える方向と考えております。

それから、井戸の利用につきましては、お手元の資料 12 ページ、13 ページに現状について整理させていただいております。13 ページの上に表 4.2-5「既存井戸の諸元」、それからその下に表 4.2-6「揚水量の推移」というものをまとめさせていただいております。まず上の表、井戸の諸元でございますが、今 3 つございまして、口径は 300mm、深度につきまして

は 150m、210m、200m と、かなり深いところから取水してございます。揚水量につきましては下の表 4.2-6 に記載しておりますが、5 年ほどの実績を掲載させていただいております。平成 28 年度、18 万 9,976m³、30 年度に 1 本井戸が故障したということで減少しておりますが、31 年度、令和 2 年度ということで、16 万 6,000 ないしは 17 万 1,000 ということで、ほぼ横ばいの利用状況というところになってございます。そのような形で、今回の建替えは行いますが、基本的に揚水量につきましても、現状、建物の更新に当たりますので、揚水量そのものは増えるものではないと考えてございます。

○宮越委員 ありがとうございます。今回、建物の更新ということですが、揚水量を減らすような取組を行える余地はないのでしょうか。また、今、地下水を利用されているということで、地下水の利用について減らすような取組があれば、ぜひ教えていただきたいと思いました。

○事業者 今御質問いただいた件でございまして、構内で装置の冷却用に水をかなり使っている部分がございます。それから、熱源としてクーリングタワー等で水の補給をしているという部分がございます。まず装置の冷却水も循環型の冷却水を採用しているということと、クーリングタワーについては廃止する方向で今動いておりまして、熱源の空冷化を進めておりまして、トータルとして水の使用量を下げるという取組をしております。今後、建替えの中でもそうした活動を徹底していくことになると思いますので、現状、使用量としては横ばいですが、これをさらに下げるべく、当社としても取り組んでいきたいと考えております。

○宮越委員 ありがとうございます。よく分かりました。そういった取組をされることと、地下水の涵養を促すような措置を行うことについて、地元の昭島市とも、そういった措置を行うときは、ぜひ情報共有して実施していただきたいと思います。よろしくお願いします。

○事業者 承知いたしました。

○柳会長 それでは、続いて森川委員、お願いします。

○森川委員 駐車場について教えていただきたいのですが、まず敷地外の 220 台というのはどこにあるのかということと、新しくなったときに駐車場 80 台を確保で、現在 130 台がある部分の残りの 50 台を周辺に駐車してもらおうというようなことが記載してあったかと思うのですが、周辺の 50 台というのはキャパシティー的に大丈夫そうなのかどうかというところを教えてください。

○事業者 お手元の資料 7 ページに現況図がございまして、まず敷地内の北東側になります

が、「駐車場」と書かれておりまして、80 台。これは来客用を中心としたまとまった駐車場になってございます。それ以外の、建物の周辺というのは、建物の際に駐車スペースがありまして、それが敷地内で 50 台分という状況でございます。敷地外につきましては、今映っております敷地の南側、太い破線で示して「㊥」と書かれている部分がございますけれども、3 か所です。ここを既に現状、関係する駐車場として敷地外に合計 220 台確保されているという状況です。今回の建物の更新に当たりまして、特に就業者数は増えない計画ということでございますので、駐車場の計画そのものは大きく変わらないと考えてございます。

○森川委員 ありがとうございます。従業員が、皆さんお車で出社してこられると思うのですけれども、例えば公共交通機関からまとめてバスとかで送り迎えということはあまり考えてはおられないということですか。

○事業者 中神駅から 650m ございまして、従業員の駐車場台数だけが車で参りまして、あとは自転車、公共機関で来ておりますので、その状況には将来的にも変化はございません。

○森川委員 分かりました。ありがとうございます。

○柳会長 それでは、続いて高橋委員、お願いします。

○高橋委員 先ほど廣江委員から質問があった低周波音に関する質問に追加する形の質問になるのですが、12 ページの表 4.2-4 に「設備計画の概要」ということで、これは主な機械だと思っておりますが、記載されています。モジュールチラー、エアーコンプレッサー、送風機と書かれていまして、これはいずれも低周波音の音源になり得る機械で、しかも、モジュールチラーとか送風機はクリーンルーム用ということなので、恐らく勤務時間だけではなくて 24 時間常時運転されるものだと思います。エアーコンプレッサーとか送風機に関しては、表中の「環境対策」のところ「屋内設置を基本」と書かれているのですが、「屋内設置を基本」という書き方だと、屋外に設置する可能性もあるというふうにも読めまして、それからモジュールチラーに関しては「屋内設置を基本」という文言もないので、どこに設置されるのかも分からない。もちろん、個別の機械が大型か小型のものかとか、あるいは台数とかにもよるのですが、屋外に設置される場合では、この敷地の周辺には結構近いところにまで住居もありますので、夜間も運転すると、夜間の睡眠影響なんかも可能性としてはあり得るのではないかと思います。そういうふうなことを考えると、私もやはり低周波音も評価に入れたほうがいいのかという気がするのですが、いかがでしょうか。お願いします。

○事業者 それでは、回答させていただきます。設置するのは表 4.2-4 にある設備が主なところになると思います。御指摘のとおり、エアーコンプレッサー、送風機については室内に

置くこととなります。ただ、振動関係を弊社の装置も嫌うということから、基本的にはこうした装置は、建物の最上階に機械室を設けて、設置することになると思います。また、モジュールチラーも、敷地が非常に狭いということもありまして、建物の屋上に設置する、そのような計画になると考えております。また、その設置位置も、隣地に住居等があるということから、隣地に影響しない構内側に設置するなど、いろいろ配置を検討いたしまして、周辺には影響がしないように設置したいと考えておりますので、今回、選定内容からは外しております。

○高橋委員 分かりました。そうすると、特に予測もせず大丈夫というお考えということですね。

○事業者 はい、そうです。

○事業者 参考としまして、お手元資料の4ページ、航空写真、見つらいかもしれませんが、一番南側にある既存の建物、3号館という建物、これは比較的新しい建物になりますが、ちょっと画像が粗くて大変恐縮なのですが、この屋上を見ていただきますと、機器が載っているところが北側の一部。その周りを、建物を囲むような形で、外に音が出ないように配置の計画も既存建物でもしてございます。外のほうに影響がないような計画にしていきたいと。現状も南側に道路がありますけれども、現地を歩いていただくと分かるかと思いますが、非常に静かな環境になってございます。

○高橋委員 分かりました。以上です。

○柳会長 それでは水本委員、お願いいたします。

○水本委員 92ページの選定項目に挙げていただいて、118ページにその辺りをどうするかということを書かれているのですが、その中で、表8.2-20というところで、「調査方法」の中で「最新の資料を参考とする」というふうに埋蔵文化財について挙げられているのですが、こちらについてですが、実は埋蔵文化財というのは逐次工事の関係で届出があったりですとか、どんどん増えていく関係で、最新の情報の公開ということ自体はなかなか、年度更新になる中で難しいところがありまして、最新の地図データの大本というのは地域の自治体が持っています。そこで、昭島市の教育委員会、あるいは文化財担当に既にこういった計画は御相談されているのかということをお伺いしたいのですが、いかがでしょうか。

○事業者 御質問ありがとうございます。地元の昭島市の文化財御担当とは事前の相談は既に開始させていただいております。埋蔵文化財については、土木工事に当たっては昭島市

の担当部局の職員の方が立ち会いたいというお話を既に頂いてございます。また、届出のお話もございましたけれども、確認申請に先立ちまして、適宜埋蔵文化財の届出を提出するようというお話も頂戴しているところです。

○水本委員 ありがとうございます。既に周知の埋蔵文化財包蔵地ということで、対応は必要な場所になりますので、もう動かれているようでしたら今後も適切にやっていただければと思います。

もう1点だけ追加的に事実関係の質問なのですが、私の領域を超えますけれども、先ほど来客用の駐車場のお話が出ていましたが、来客の皆様というのは比較的大型の車両でいらっしゃることもあるのですか。それとも、一般的な車両ということなのでしょうか。

○事業者 この来客駐車場には弊社の開発館に装置を購入前にデモにいらっしゃる方で、ほとんどの方が乗用車でいらっしゃいます。

○水本委員 承知しました。機器類ということでしたので、納品で大きいものを使われるかと思ひまして。ありがとうございます。以上です。

○事業者 ありがとうございます。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。——よろしいでしょうか。

それでは、ほかに御発言がないようですので、これで終わりたいと思います。

事業者の皆様、どうもありがとうございました。それでは、事業者の方は退室をお願いいたします。

(事業者退室)

○下間アセスメント担当課長 それでは、続きまして、7ページの「西武鉄道新宿線（井荻駅～西武柳沢駅間）連続立体交差事業」環境影響評価書案審査意見書と環境影響評価書との関連」という資料を御覧ください。

「西武鉄道新宿線（井荻駅～西武柳沢駅間）連続立体交差事業」につきましては、10月26日に環境影響評価書を受理いたしましたので、その内容について説明させていただきます。

評価書案は令和2年10月30日の第6回総会で諮問され、令和3年5月18日の第2回総会において知事に答申されております。当資料は、評価書案審査意見書と環境影響評価書との関連について提示してございます。

1つ目の「騒音・振動」の意見として、本事業は工事が長期間にわたる上、予測結果が勧告基準と同値またはわずかに下回る工種があること、また、夜間にも工事が実施されること

から、周辺住民に対して工事内容を十分に説明するとともに、環境保全のための措置を徹底し、騒音・振動の影響を低減するよう努めることとの内容です。これに対する評価書の記載内容は、夜間工事の実施に当たっては、工事箇所周辺に作業予定や夜間作業予定を提示する等、地域への周知に努めることを環境保全のための措置に追記したとのことです。

2 つ目の「騒音・振動」の意見として、仮線区間の列車の走行に伴う鉄道振動について、予測結果が現況値を同値または上回ることから、環境保全のための措置を徹底し、鉄道振動の一層の低減に努めることとの内容です。これに対する評価書の記載内容は、新たに仮線を敷設する箇所においては、地盤の耐力を確認し、必要により路盤改良や締固め等の対策を実施することを環境保全措置に追記したとのことです。

最後、3 つ目の「騒音・振動」の意見として、工事完了後の鉄道騒音については、本事業が高架移設であり、事業区間周辺には中高層の住宅等が存在することから、事後調査において、可能な限り影響を代表する地点における高さ方向の測定を行うこと、また、工事の完了後においても環境保全のための措置を徹底し、鉄道騒音の一層の低減に努めることとの内容です。これに対する評価書の記載内容は、工事の完了後における鉄道騒音について、必要に応じて実態を把握し、実態に応じた騒音低減対策を検討するなど、鉄道騒音の低減に努めることを追記したとのことです。

続きまして、8 ページの「中防不燃・粗大ごみ処理施設整備事業」環境影響評価書案審査意見書と環境影響評価書との関連」という資料を御覧ください。

「中防不燃・粗大ごみ処理施設整備事業」につきましては、10 月 26 日に環境影響評価書を受理いたしましたので、その内容について説明させていただきます。

評価書案は令和 2 年 9 月 30 日の第 5 回総会で諮問され、令和 3 年 5 月 18 日の第 2 回総会において知事に答申されております。当資料は評価書案審査意見書と環境影響評価書との関連について提示してございます。

1 つ目の「廃棄物」の意見として、不燃ごみ処理施設としての再資源化率の定義と内訳を整理した上で、さらなる再資源化率の向上に努めること、また、事業実施に伴う再資源化率については、廃棄物の内訳ごとに整理し、事後調査において報告することとの内容です。これに対する評価書の記載内容は、「再資源化率」の定義を明記し、廃棄物ごとの再資源化率の内訳を記載し、定義に合わせて再資源化等に係る表現を修正したとのことです。

2 つ目の「温室効果ガス」の意見として、不燃ごみ処理施設の稼働に伴う温室効果ガスについては、今後の技術的進展を踏まえた、さらなる排出量削減措置の実施に努めること、ま

た、温室効果ガスの削減効果については、事後調査において検証することの内容です。これに対する評価書の記載内容は、さらなる排出量削減のための措置として、屋上緑化等の推進、空調負荷の低減等による建物の省エネルギー化及び技術的進展を踏まえた機器選定について、環境保全のための措置に追記したとのことです。

次は、9 ページの 10 月分受理報告に係る助言事項一覧を御覧ください。10 月の受理報告に係る助言事項に対し事業者からの回答がありましたので、御報告いたします。

「目黒清掃工場建替事業」事後調査報告書の「騒音・振動」において、「工事用車両の走行による騒音が環境基準を超過しています。予測時点で既に環境基準を超過していたようですが、少しでも騒音を低減するための対策を検討できないでしょうか（例えば、山手通り南側を利用する大型車の一部について、別の走行ルートに振り分けることなどはできないでしょうか。）」との助言に対し、事業者の回答は、走行時の定速走行を徹底する、工場への入場・退場については時間差をつけることを徹底する、車両が連続して工場から退場することのないことを徹底するとのことでした。

最後に、10 ページ及び 11 ページを御覧ください。11 月分の受理報告に係る助言事項一覧となります。11 月の受理報告について、委員の皆様から助言事項を御提案していただきました。記載のとおり、各委員から御提案を頂いたところです。

報告は以上です。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、11 月の受理報告案件について助言をされました委員の方のコメントなどをお願いいたします。高橋委員と廣江委員からコメントをお願いいたします。

○廣江委員 廣江のほうから先によろしいでしょうか。

○柳会長 はい、どうぞ。

○廣江委員 ありがとうございます。4 件ありますが、そのうちの 3 件について御報告させていただきます。

まず 1 件目についてですが、そこに記載のとおり、ほぼ高橋委員と同じ意見ですが、環境基準を超過している地点があり、報告書の中では、音環境への影響は小さいというふうに述べていますが、資料を見る限り、特に夜間の騒音が砕石ダンプ数や大型車混入率との関連に応じて増減することが確認されまして、本事業による夜間騒音への影響と推測されますので、このように言い切るのであれば、やはり明確な根拠を示していただきたいというのが 1 点目です。

2 点目ですけれども、苦情があったという記載が報告書の中でありましたが、他の報告書を見ますと、それに対する具体的な対処をこうしましたというふうに書いてある事例も多いですので、ぜひそのように書いていただきたいという意見です。

最後ですが、これは簡単にコメントですけれども、規制基準を下回っていますけれども、環境基準を超過したところもあって少し残念だったなという、これは単なるコメントになります。

廣江のほうからは以上です。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、高橋委員、よろしくお願ひいたします。

○高橋委員 まず1点目、菱光石灰工業のほうですけれども、今、廣江委員がおっしゃったこととほぼ同じで、一部で交通騒音が環境基準を超過しているので、一般車両の走行も含めた結果なので、必ずしもこの事業による影響だけではないのですけれども、できるだけ例えばトラック走行量の分散化を図るなどして、騒音の抑制に努めていただきたいということです。

2 つ目は都営東京街道団地の建替え事業についてですが、これも廣江委員とほとんど同じ意見で、工用車両の走行騒音が一部で環境基準を超過しているので、ここも何とか騒音の抑制に努めていただきたいということになります。

最後、3 つ目ですが、八重洲の事業に関してです。ここも工用車両の走行騒音が一部で環境基準を超過しているので、この場合は交通騒音だけではなくて、建設用機械の稼働騒音の影響を受けているという記述もあったので、それはある程度仕方ない面はあると思うのですが、やはりできるだけ分散化を図るなどして、騒音の抑制に努めていただきたいと思ひます。

以上です。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、各委員から提案された助言について、審議会からの助言事項とすることよろしいでしょうか。

特に御発言がないようですので、審議会からの助言事項といたします。事業者伝えて、次回の審議会ですべての回答の報告をお願いいたします。

それから、事務局から説明がありました西武鉄道と中防不燃について何か御意見はございますでしょうか。——よろしいでしょうか。

それから、10月の受理報告の助言についても何かございますでしょうか。

特に御発言がないということで、了解いたしました。

それでは、受理関係についてはこれで終わりたいと思います。

○柳会長 そのほかに何かございますでしょうか。

特にないようですので、これもちまして本日の審議会を終わりたいと思います。皆様、
どうもありがとうございました。

それでは、傍聴人の方は、退出ボタンを押して退出をお願いいたします。

(傍聴人退室)

(午後0時10分閉会)